

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度(令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

まさば及びごまさば対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に分配する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まさば及びごまさば漁業	現行水準